

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案 新旧対照条文 目次

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係）	1
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（抄）（第二条関係）	2
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第三条関係）	3
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）（第四条関係）	12
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）（第五条関係）	13
放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）（抄）（第六条関係）	26
母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（抄）（第七条関係）	29
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）（抄）（第八条関係）	32
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）（第九条関係）	35
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）（抄）（第十条関係）	37
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）（第十一条関係）	38
婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（抄）（第十二条関係）	39
障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第十三条関係）	41
薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）（第十四条関係）	42
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第一百七号）（抄）（第十五条関係）	43
沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）（抄）（附則第五条関係）	46
医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）（抄）（附則第六条関係）	47
厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（附則第七条関係）	49
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）（附則第八条関係）	50

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。</p> <p>二 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</p> <p>令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。</p> <p>第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 十六（略）</p>	<p>第三十六条 令第八条第一項の厚生労働省令で定める機械及び器具は、純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の必要な機械及び器具とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第三十七条 令第八条第二項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第一条の十四（略）</p> <p>一、十二（略）</p> <p>十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号及び第十二号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>十三、十六（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号及び第三号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三（略）</p> <p>6、9（略）</p> <p>（既存の病床数の補正）</p> <p>第二条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。</p>	<p>第一条の十四（略）</p> <p>一、十二（略）</p> <p>十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号に掲げる施設及び第二十一条第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>十三、十六（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号に掲げる施設及び第二十一条の四第一項に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三（略）</p> <p>6、9（略）</p> <p>（既存の病床数の補正）</p> <p>第二条の二 都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たつては、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。</p>

第六条の六 法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七条 病院又は診療所の開設者が、法第十八条ただし書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一～十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、必要な消毒設備を設けること。

十三 十六 (略)

2 (略)

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削除)

(新設)

第七条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所の開設者が、法第十八条但書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。

一～十一 (略)

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所にあつては必要な消毒設備を設けること。

十三 十六 (略)

2 (略)

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従つべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない

以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数とを七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する）

四 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

六 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に感じたる適当数

八 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に感じたる適当数

(新設)

端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十九又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

3 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。

一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

4 | 5 | 第一項及び第二項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有すること

（新設）

2 | 3 | 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。

とする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員、被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならぬこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならぬこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならぬこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。

（削除）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師の員数の標準は、一とする。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項におい

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

二 療養病床を有する病院にあつては、談話室、食堂及び浴室

2 前項の規定による施設は、次の各号による。

一 四（略）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 一

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が

四又はその端数を増すごとに

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに

四 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に

じた適當数

（新設）

て同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が

四又はその端数を増すこと一
二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すこと一

3 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に心じた適當数置くこととする。

4 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。

第二十一条の四 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第一号から第四号までの規定を準用する。

(削除)

第二十一条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条若しくは第二十一条の二に規定する員数の標準又は都道府県の条例で定める員数の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適當であると認める場合とす。

(新設)

(新設)

第二十一条の四 法第二十一条第二項第三号の規定による施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第二十一条第二項の規定は、前項に規定する施設について準用する。

第二十一条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条又は第二十一条の二に規定する員数の標準の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適當であると認める場合とする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定基準によらないこととする
場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に
応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び
当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない
補正の基準は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

2・3 (略)

第四十二条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(

特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(令第三条の二第二項第一号八又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)(を含む病院(特定機能病院を除く。))であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メー

(区域の設定に関する標準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定標準によらないこととする
場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に
応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び
当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない
補正の標準は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

2・3 (略)

第四十二条の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(

特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(令第三条の二第二項第一号八又は二(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)(を含む病院(特定機能病院を除く。))であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「



毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別記第18号様式（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都 道 府 県 知 事</u> <u>保健所設置市市長</u> <u>特 別 区 区 長</u> 殿</p>	<p>別記第18号様式（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都道府県知事</u> 殿</p>
<p>別記第19号様式の(1)（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都 道 府 県 知 事</u> <u>保健所設置市市長</u> <u>特 別 区 区 長</u> 殿</p>	<p>別記第19号様式の(1)（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都道府県知事</u> 殿</p>
<p>別記第19号様式の(2)（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都 道 府 県 知 事</u> <u>保健所設置市市長</u> <u>特 別 区 区 長</u> 殿</p>	<p>別記第19号様式の(2)（第18条関係）【一部抜粋】 (略) <u>都道府県知事</u> 殿</p>

改 正 案	現 行
<p>（開設の申請）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六条並びに第十五条の四第二項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（治療等の考慮）</p> <p>第九条 都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）は、薬局開設の許可の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市</p>	<p>（開設の申請）</p> <p>第一条 薬事法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（治療等の考慮）</p> <p>第九条 都道府県知事は、薬局開設の許可の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類に</p>

長又は区長。以下この項において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三 (略)

4 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ニ及びホに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

5 (略)

(製造販売業の許可の申請)

第十九条 法第十二条第一項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請は、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事(薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長、次項及び第三項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十六条第一項、第四十八条第一項、第七十条第一項及び第二項、第二百三十二条第一項並びに第二百五十四条において同じ。)に提出することによつて行うものとする。

2～4 (略)

(製造業の許可の申請)

第二十五条 法第十二条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可の申請は、様式第十二による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正

つては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三 (略)

4 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、前項第二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ニ及びホに該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

5 (略)

(製造販売業の許可の申請)

第十九条 法第十二条第一項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請は、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2～4 (略)

(製造業の許可の申請)

第二十五条 法第十二条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可の申請は、様式第十二による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規

本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事(薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項並びに第三十一条において同じ。)に提出することによつて行うものとする。

2・3 (略)

4 第一項の申請については、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事」とあるのは「地方厚生局長又は都道府県知事(薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その」と、「前条」とあるのは「第二十五条第四項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(製造業の管理者等の変更の届出)

第百条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出については、第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第十六条第三項ただし書中「提出先とされている都道府県知事」とあるのは「提出先とされている厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは都道府県知事(薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その」と、「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣若しくは地方厚生局長」と、同条第四項中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは「厚生労働大臣又は地方厚生局長(令第八十条により法第十九条に規定する権限に属する事務を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行つこととされている場合には、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2・3 (略)

4 第一項の申請については、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事」とあるのは「地方厚生局長又は都道府県知事」と、「前条」とあるのは「第二十五条第四項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(製造業の管理者等の変更の届出)

第百条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出については、第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第十六条第三項ただし書中「提出先とされている都道府県知事」とあるのは「提出先とされている厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは都道府県知事」と、「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣若しくは地方厚生局長」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣又は地方厚生局長(令第八十条により法第十九条に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行つこととされている場合には、都道府県知事)」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第百六条 外国特例承認取得者は、選任製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 五 (略)

六 法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項

七 (略)

2 3 (略)

(店舗販売業の許可の申請)

第百二十九条 店舗販売業の許可を受けようとする者は、様式第七十六による申請書を都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に提出しなければならない。

2 前項の申請については、第一条第二項(第六号を除く。)、第三項及び第四項、第八条並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「前条」とあるのは「第百二十九条第二項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

(情報の提供)

第百六条 外国特例承認取得者は、選任製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 五 (略)

六 法第六十九条第一項若しくは第三項又は第七十五条の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項

七 (略)

2 3 (略)

(店舗販売業の許可の申請)

第百二十九条 店舗販売業の許可を受けようとする者は、様式第七十六による申請書を都道府県知事(その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に提出しなければならない。

2 前項の申請については、第一条第二項(第六号を除く。)、第三項及び第四項、第八条並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第二項中「されている都道府県知事」とあるのは「されている都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と、「前条」とあるのは「第百二十九条第二項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百二十二条 店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第六号及び第八号を除く。）、第十二条から第十五条の四まで、第十五条の十五、第十六条（第一項第七号を除く。）及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第十二条第一項中「別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）」とあるのは「当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関」と読み替えるものとする。

（報告）

第二百四十四条 厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項（法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）、第三項及び第四項の規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品等の製造販売業者、製造業者、原薬等登録業者若しくは販売業者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者、法第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者その他医薬品等を業務上取り扱う者に対して、必要な報告をさせるとき又は法第七十五条の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して、若しくは法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定外国製造業者に対して、必要な報告を求め

第四百二十二条 店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第六号及び第八号を除く。）、第十二条から第十五条の四まで、第十五条の十五、第十六条（第一項第七号を除く。）及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条、第十五条の四第一項及び第十六条第四項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、第六条中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第十二条第一項中「別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）」とあるのは「当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関」と、第十六条第三項中「されている都道府県知事」とあるのは「されている都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

（報告）

第二百四十四条 厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項（法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）、及び第三項の規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品等の製造販売業者、製造業者、原薬等登録業者若しくは販売業者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者、法第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者その他医薬品等を業務上取り扱う者に対して、必要な報告をさせるとき又は法第七十五条の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して、若しくは法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定外国製造業者に対して、必要な報告を求めるときは、

ときは、その理由を通知するものとする。

(収去証)

第二百四十五条 薬事監視員又は法第六十九条の二第三項に規定する機構の職員は、法第六十九条第四項又は法第六十九条の二第一項の規定により医薬品等又はこれらの原料材料を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百二による収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二百四十六条 法第六十九条第六項（法第七十条第二項、第七十条の七第三項及び第七十六条の八第二項において準用する場合並びに法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第百三によるものとする。

(権限の委任)

第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号から第十七号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～五 (略)

六 法第六十九条第一項及び第四項に規定する権限

七～二十一 (略)

2 (略)

様式第一（第一条関係）【一部抜粋】

(略)

都道府県知事

保健所設置市長 殿

その理由を通知するものとする。

(収去証)

第二百四十五条 薬事監視員又は法第六十九条の二第三項に規定する機構の職員は、法第六十九条第三項又は法第六十九条の二第一項の規定により医薬品等又はこれらの原料材料を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百二による収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二百四十六条 法第六十九条第五項（法第七十条第三項、第七十条の七第三項及び第七十六条の八第二項において準用する場合並びに法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第百三によるものとする。

(権限の委任)

第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号から第十七号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一～五 (略)

六 法第六十九条第一項及び第三項に規定する権限

七～二十一 (略)

2 (略)

様式第一（第一条関係）【一部抜粋】

(略)

都道府県知事 殿

特別区 区長

様式第二（第二条関係）【一部抜粋】

(略)

都道府県知事

保健所設置市長

印

特別区 区長

様式第三（第四条、第二十一条、第二十八条、第二百二十三条、第八

十三条関係）【一部抜粋】

(略)

(注意)

1～3 (略)

4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

5～7 (略)

様式第四（第五条、第二十二条、第二十九条、第二百二十四条、第八

十四条関係）【一部抜粋】

(略)

(注意)

1～4 (略)

5 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

様式第二（第二条関係）【一部抜粋】

(略)

都道府県知事

印

様式第三（第四条、第二十一条、第二十八条、第二百二十三条、第八

十三条関係）【一部抜粋】

(略)

(注意)

1～3 (略)

4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

5～7 (略)

様式第四（第五条、第二十二条、第二十九条、第二百二十四条、第八

十四条関係）【一部抜粋】

(略)

(注意)

1～4 (略)

5 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

6・7 (略)

様式第五 (第六条関係) 【一部抜粋】

(略)

都道府県知事

保健所設置市長 殿

特別区区長

様式第六 (第十六条、第九十九条、第一百条、第二百二十七条、第七十四、条、第七十六条、第九十五条、第二百六十五条関係) 【一部

抜粋】

(略)

(注意)

1～3 (略)

4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

5～10 (略)

様式第七 (第十七条関係) 【一部抜粋】

(略)

都道府県知事

保健所設置市長 殿

特別区区長

様式第八 (第十八条、第三百三十二条、第七十七条関係) 【一部抜

粋】

(略)

6・7 (略)

様式第五 (第六条関係) 【一部抜粋】

(略)

都道府県知事 殿

様式第六 (第十六条、第九十九条、第一百条、第二百二十七条、第七十四、条、第七十六条、第九十五条、第二百六十五条関係) 【一部

抜粋】

(略)

(注意)

1～3 (略)

4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副2通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。

5～10 (略)

様式第七 (第十七条関係) 【一部抜粋】

(略)

都道府県知事 殿

様式第八 (第十八条、第三百三十二条、第七十七条関係) 【一部抜

粋】

(略)

(注意)

- 1～3 (略)
- 4 医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること
- 5～8 (略)

様式第九(第十九条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

様式第十(一)(第二十条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事
保健所設置市長 (印)
特別区区長

様式第十一(第二十三条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

様式第十二(第二十五条関係)【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長

(注意)

- 1～3 (略)
- 4 医薬品等の製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 5～8 (略)

様式第九(第十九条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事 殿

様式第十(一)(第二十条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事 (印)

様式第十一(第二十三条関係)【一部抜粋】

(略)
都道府県知事 殿

様式第十二(第二十五条関係)【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長

都道府県知事
保健所設置市長
特別区区長 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 ~10 (略)

様式第十三(第二十七条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事
保健所設置市長 (印)
特別区区長

様式第十四(第三十条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 ~10 (略)

様式第十三(第二十七条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事 (印)

様式第十四(第三十条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつて

市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本 1 通提出すること。
3～8 (略)

様式第十五 (第三十一条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区長 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本 1 通提出すること。
3～7 (略)

様式第二十二 (一) (第三十八条関係) 【一部抜粋】

(略)
厚生労働大臣
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通、都道府県知事、保健所を設置する市の

は正本 1 通提出すること。

3～8 (略)

様式第十五 (第三十一条関係) 【一部抜粋】

(略)
地方厚生局長
都道府県知事 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本 1 通提出すること。
3～7 (略)

様式第二十二 (一) (第三十八条関係) 【一部抜粋】

(略)
厚生労働大臣
都道府県知事 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通、都道府県知事に提出する場合にあつて

市長又は特別区の区長に提出する場合に於ては正副2通提出すること。
3～12 (略)

様式第二十三(一) (第四十六条関係) 【一部抜粋】

(略)
厚生労働大臣
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合に於ては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合に於ては正副2通提出すること。
3～5 (略)

様式第二十四(一) (第四十八条関係) 【一部抜粋】

(略)
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区長

様式第三十九(一) (第七十条関係) 【一部抜粋】
(略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

は正副2通提出すること。

3～12 (略)

様式第二十三(一) (第四十六条関係) 【一部抜粋】

(略)
厚生労働大臣
都道府県知事 殿

(注意)

- 1 (略)
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合に於ては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合に於ては正副2通提出すること。
3～5 (略)

様式第二十四(一) (第四十八条関係) 【一部抜粋】

(略)
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
都道府県知事 殿

様式第三十九(一) (第七十条関係) 【一部抜粋】
(略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

<p>都道府県知事 保健所設置市長 特別区区长</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>様式第四十（第七十条関係）【一部抜粋】 （略） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 都道府県知事 保健所設置市長 特別区区长</p>	<p>様式第四十（第七十条関係）【一部抜粋】 （略） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 都道府県知事</p>
<p>様式第三百三（第二百四十六条関係）【一部抜粋】 （略） 第2面～第4面 69㉿ 70㉿ 76㉿の7、76㉿の8の並びに抜粋</p>	<p>様式第三百三（第二百四十六条関係）【一部抜粋】 （略） 第2面～第4面</p>
<p>様式第百五（第二百四十八条関係）【一部抜粋】 （略） 第2面～第3面 69㉿ 69㉿の2の並びに抜粋</p>	<p>様式第百五（第二百四十八条関係）【一部抜粋】 （略） 第2面～第3面</p>

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（準用） 第十五条 薬局開設者については、第一条第七号及び第八号、第二条、第三条第一項、第四条から第十四条まで（第十一条第一項第一号、第四号、第八号及び第九号を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>					
<p>（削除） 第一条第六項</p>	<p>（削除） 厚生労働大臣の承認</p>	<p>（削除） その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百〇号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」とい</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>第十条第三項、第十 三条</p>	<p>(略)</p>	<p>イ 第一条第七項第一号</p>	
<p>厚生労働大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>厚生労働大臣の承認</p>	<p>ものを厚生労働大臣の承認</p>
<p>その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域に</p>	<p>(略)</p>	<p>その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、市長又は区長)の承認</p>	<p>ものをその薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、市長又は区長)の承認</p>

<p>第十条第三項、第十 三条</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>厚生労働大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>その薬局の所在地の都道府県知事</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	

2 ・ 3	(略)		
	(略)		
	(略)	ある場合において は、市長又は区長)	

2 ・ 3	(略)		
	(略)		
	(略)		

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（養育医療）</p> <p>第九条 法第二十条第一項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者は、その未熟児の居住地の市町村長に申請しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請に基づいて、養育医療の給付を行うときは、様式第一号による養育医療券を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（診療報酬の請求及び支払）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、市町村は、当該指定養育医療機関に対し、都道府県知事が当該指定養育医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和二十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。</p> <p>様式第一号（一）（第九条関係）【一部抜粋】</p>	<p>（養育医療）</p> <p>第九条 法第二十条第一項の規定による養育医療の給付を受けようとするときは、当該未熟児の保護者は、その未熟児の居住地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）以下この条において同じ。）に申請しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて、養育医療の給付を行うときは、様式第一号による養育医療券を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（診療報酬の請求及び支払）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、都道府県、指定都市、中核市、保健所を設置する市又は特別区は、当該指定養育医療機関に対し、都道府県知事が当該指定養育医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和二十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。</p> <p>様式第一号（一）（第九条関係）【一部抜粋】</p>

養育医療券（病院・診療所用）	
（略）	（略）
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 市町村長 _____ 氏名 印	

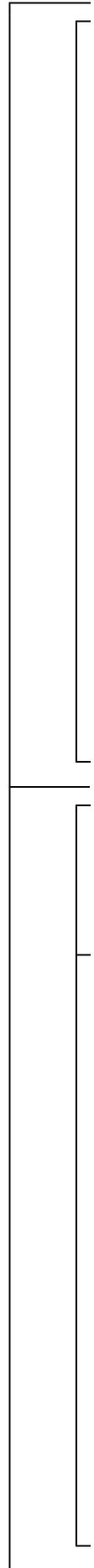
様式第一号（二）（第九条関係）【一部抜粋】

養育医療券（薬局用）	
（略）	（略）
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 市町村長 _____ 氏名 印	

養育医療券（病院・診療所用）	
（略）	（略）
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 都道府県知事 _____ 氏名 印 （保健所設置市市長又は特別区区长）	
經由責任者 _____	保健所長 _____ 氏名 印

様式第一号（二）（第九条関係）【一部抜粋】

養育医療券（薬局用）	
（略）	（略）
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 都道府県知事 _____ 氏名 印 （保健所設置市市長又は特別区区长）	
經由責任者 _____	保健所長 _____ 氏名 印



救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）（抄）
 （第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>救護施設 更生施設 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条、第六条、第十一条、第十九条、第二十五条及び第三十条の規定による基準</p> <p>二 法第三十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第三項第一号及び第五項第一号（第十条の二において準ずる場合を含む。）及び第十条第五項第一号（第十条の二において準ずる場合並びに第十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項第一号、第二十九条第一項第一号並びに附則第二項（第十条第五項第一号口に係る部分に限る。）の規定による基準</p>	<p>救護施設 更生施設 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準</p> <p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十九条の規定による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準は、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第二十九条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第二十六条の規定による基準

四 法第二十九条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第二十八条第一項並びに附則第二項（第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項に係る部分に限る。）の規定による基準

五 法第二十九条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第九条（略）

2（略）

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八パーセント以上としなければならない。

第十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第十八条第三項において準用する場合において同じ。）が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第九条（略）

2（略）

（新設）

第十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。第十八条第三項において準用する場合において同じ。）が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは

一〇三
3 (略)

第十七条 (略)

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね八十パーセント以上としなければならない。

第二十三条 (略)

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

第二十八条 (略)

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね五十パーセント以上としなければならない。

附則抄

1 (略)

2 この省令の施行の際現に存する救護施設等については、第九条第一項及び第二項、第十条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第五項第一号口（第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項第一号（第十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二條第一項並びに第二十八条は、当分の間適用しない。

、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)
3 (略)

第十七条 (略)

(新設)

第二十三条 (略)

(新設)

第二十八条 (略)

(新設)

附則抄

1 (略)

2 この省令の施行の際現に存する救護施設等については、第九条、第十条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四項第一号口（第十八条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項第一号（第十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第二十三條、第二十八條並びに第二十九條第二項第一号口の規定は、当分の間適用しない。

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職業訓練を無料とする範囲及び手当を支給する範囲）</p> <p>第二十九条の四 法第二十二條第一項第一号及び同条第二項の厚生労働省令で定める求職者は、職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者とする。</p> <p>2 法第二十二條第一項第一号及び同条第二項の厚生労働省令で定める訓練課程は、短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。次条において同じ。）とする。</p>	<p>（職業訓練を無料とする範囲）</p> <p>第二十九条の四 法第二十二條第一項の厚生労働省令で定める求職者は、職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者とする。</p> <p>2 法第二十二條第一項の厚生労働省令で定める訓練課程は、短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）とする。</p>
<p>（法第二十二條第一項第二号の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第二十九條の五 法第二十二條第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（法第二十八條第一項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第三十六條の十五 法第二十八條第一項の厚生労働省令で定める基準は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は第四十八條の三各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のつち指導方法に合格した者以外の者にあつては、第二十九條第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（法第三十條の二第二項の厚生労働省令で定める基準）</p> <p>第四十八條の二の二 法第三十條の二第二項の厚生労働省令で定める基準</p>	<p>（新設）</p>

準は、専門課程の高度職業訓練については別添第二項各号のいずれかに該当する者とし、応用課程の高度職業訓練については別添第二項各号のいずれかに該当する者とする。

看護師等の人材確保の推進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を改正する省令（抄）（第十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（看護師等確保推進者を置かなければならない病院） 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法（昭和二十二年法律第百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。</p>	<p>（看護師等確保推進者を置かなければならない病院） 第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第四号に規定される員数の七割に満たない病院とする。</p>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）（第十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（獣医師の届出） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第八条、第二十条第一項第一号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（獣医師の届出） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第八条、第二十条第一項第一号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条の三、第二十一条の四、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。</p>

婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（抄）（第十二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準

（趣旨）

（この省令の趣旨）

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に心し、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準は、この省令の定めるところによる。

一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十一条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。（）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第八条及び第九条の規定による基準

二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三 社会福祉法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第一号及び第一号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

（婦人保護施設と最低基準）

第二条 婦人保護施設は、最低基準（社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。）を超えて、常に、そ

（婦人保護施設と最低基準）

第二条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

の設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(設備の基準)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3・4 (略)

(設備の基準)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」といふ。))及び同法第二百五十一条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」といふ。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3・4 (略)

障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>法第三十六條第四項の厚生労働省令で定める基準</u>）</p> <p>第三十四條の二の二 <u>法第三十六條第四項（法第二十七條第一項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。</u></p> <p>（<u>法第三十八條第二項において準用する法第三十六條第四項の厚生労働省令で定める基準</u>）</p> <p>第三十四條の二十四の二 <u>法第三十八條第二項（法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六條第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、法第四十一條第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療等の用途）</p> <p>第一条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六十九条第四項に規定する試験の用途</p> <p>三 六 （略）</p>	<p>（医療等の用途）</p> <p>第一条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六十九条第三項に規定する試験の用途</p> <p>三 六 （略）</p>

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）（抄）（第十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十二号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に心し、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第六十五条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十一条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十一条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第五条第一項（第三十九条 附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）及び第二項（第二十九条及び附則第十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十九条 附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十一条 第二十七条 附則第六条並びに附則第十四条の規定による基準</p> <p>二 法第六十五条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十条第二項第一号、第四項第一号八及び第五項第一号八、第二十六条第二項第一号及び第四項第一号八、附則第五条第二項第一号及び第四項第一号八並びに附則第十二条第二項第一号及び第四項第一号八の規定による基準</p> <p>三 法第六十五条第一項の規定により、同条第一項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準 第十</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定による軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

一条第一項及び第二項（第二十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及び第四項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに第三十二条（第二十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定による基準

四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
第二十五条、附則第四条及び附則第十一条の規定による基準

五 法第六十五条第一項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

（職員の資格要件）

第五条 軽費老人ホームの長以下「施設長」という。は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

2 第二十二条第一項の生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

（設備の基準）

第十条（略）
2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市又は中核市にあつては、指定都市又は中核市の長、以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつ

（職員の資格要件）

第五条 軽費老人ホームの長以下「施設長」という。は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に一年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

2 第二十二条第一項の生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

（設備の基準）

第十条（略）
2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十一条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十一条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、当該指定都市又は中核市

て、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

三〇六 (略)

(苦情への対応)

第三十一条 (略)

二〇四 (略)

5 軽費老人ホームは、法第八十二条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

の長(以下同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有

する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

三〇六 (略)

(苦情への対応)

第三十一条 (略)

二〇四 (略)

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十二条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する<u>基準</u>関係）</p> <p>第十九条 この省令の施行の際沖縄に存する救護施設については、<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する<u>基準</u>（昭和四十一年厚生省令第十八号）<u>第九条</u>第一項及び第二項の規定は、<u>当分の間</u>適用しない。</p>	<p>（<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する<u>最低基準</u>関係）</p> <p>第十九条 この省令の施行の際沖縄に存する救護施設については、<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する<u>最低基準</u>（昭和四十一年厚生省令第十八号）<u>第九条</u>の規定は、<u>当分の間</u>適用しない。</p>

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）（抄）（附則第六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第二十條 精神病床を有する病院（新規則第四十二條の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九條第一項第一号並びに附則第九條第四号、第十一條第一項及び第十一條中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。</p> <p>第二十一條 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八條の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八條の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第二條の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六條の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一條第一号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。</p> <p>第二十二條 法第二十一條第一項第一号及び同條第二項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、</p>	<p>附 則 第二十條 精神病床を有する病院（新規則第四十二條の二に規定するものは除く。）については、当分の間、新規則第十九條第一項第四号並びに附則第九條第四号、第十一條第一項及び第十一條中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。</p> <p>第二十一條 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八條の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八條の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第二條の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六條の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規則第二十一條第一項第一号及び同條第二項第一号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。</p> <p>第二十二條 法第二十一條第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一條の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>

間 新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師 一
- 二 看護師 准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が「又はその端数を増すこと」に「」。ただし、そのうちの「一」については看護師又は准看護師とする。
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた
適当数

- 一 医師 一
- 二 看護師 准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が「又はその端数を増すこと」に「」。ただし、そのうちの「一」については看護師又は准看護師とする。
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた
適当数

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条及び第四条関係） 表一			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
別表第一（第二条及び第四条関係） 表一			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（実施主体等） 第二百二条（略）</p> <p>2 基準該当就労継続支援B型事業者は、<u>基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所</u>（以下「<u>基準該当就労継続支援B型事業所</u>」という。）<u>（ことに、<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する基準</u>（昭和四十一年厚生省令第十八号。以下この条において「<u>基準</u>」という。）<u>第二十五条に掲げる職員のうち一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。</u>）</p> <p>3 基準該当就労継続支援B型事業所は、<u>基準</u>に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。</p>	<p>（実施主体等） 第二百二条（略）</p> <p>2 基準該当就労継続支援B型事業者は、<u>基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所</u>（以下「<u>基準該当就労継続支援B型事業所</u>」という。）<u>（ことに、<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>、<u>授産施設</u>及び<u>宿所提供施設</u>の設備及び運営に関する最低基準</u>（昭和四十一年厚生省令第十八号。以下この条において「<u>最低基準</u>」という。）<u>第二十五条に掲げる職員のうち一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。</u>）</p> <p>3 基準該当就労継続支援B型事業所は、<u>最低基準</u>に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。</p>